

議案第 8 5 号 小松島市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

関係法令の引用に不備があることから、所要の改正を行うもの。

小松島市中小企業・小規模企業振興基本条例(平成29年小松島市条例第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1号に規定する学校、<u>大学及び高等専門学校</u>、研究機関及び産業支援機関をいう。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校<u>並びに</u>研究機関及び産業支援機関をいう。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>